

令和3年村上市議会第2回臨時会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和3年11月5日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 議第 75号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 - 第 5 議第109号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第12号）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（21名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

○欠席議員（1名）

19番 佐藤重陽君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高橋邦芳君
副市	長	忠聡君
教育	長	遠藤友春君

総務課長	東海林		豊	君
企画財政課長	大滝	敏	文	君
自治振興課長	板垣	敏	幸	君
税務課長	大滝	慈	光	君
市民課長	八藤	後茂	樹	君
環境課長	瀬賀		豪	君
保健医療課長	信田	和	子	君
介護高齢課長	大滝	きく	み	君
福祉課長	木村	静	子	君
こども課長	中村	豊	昭	君
農林水産課長	稲垣	秀	和	君
地域経済 振興課長	田中	章	穂	君
観光課長	永田		満	君
建設課長	伊与部	善	久	君
都市計画課長	大西		敏	君
上下水道課長	山田	知	行	君
会計管理者	菅原		明	君
農業委員会 事務局長	小川	良	和	君
選管・監査 事務局長	木村	俊	彦	君
消防長	佐藤	正	弥	君
学校教育課長	渡辺	律	子	君
生涯学習課長	大滝		寿	君
荒川支所長	平田	智枝	子	君
神林支所長	加藤	誠	一	君
朝日支所長	岩沢	深	雪	君
山北支所長	斎藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	長谷部	俊一
事務局次長	内山	治夫
書記	中山	航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は21名です。欠席の者1名で、佐藤重陽議員からは入院加療のため欠席する旨の届出がありました。定足数に達しておりますので、これから令和3年第2回臨時会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日令和3年村上市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日ご提案いたしました議案は、補正予算1件、指定管理者の指定1件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、高田晃君、18番、長谷川孝君を指名いたします。ご了承をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る10月29日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいた結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、市民栄誉賞の授与についてご報告申し上げます。11月3日に挙行いたしました市の表彰式におきまして、東京2020パラリンピック競技大会で見事銅メダルを獲得されました永田務選手に対する市民栄誉賞の授与を行ったところであります。本市出身の永田選手は、村上第一中学校と県立村上桜ヶ丘高等学校で陸上部に所属され、アスリートとしての基礎を築かれました。その後、右腕に麻痺が残る大けがを負われましたが、この困難を乗り越え、数々の大会でご活躍された後、このたび東京2020パラリンピックという大きな舞台で輝かしい成績を収められました。その勇敢な姿に市民はもとより日本国民が勇気と感動を与えていただいたことは記憶に新しいところであります。このご功績をたたえ、本市2人目となる市民栄誉賞の授与をいたしましたものであります。12月には永田選手をお招きして、パラリンピック出場報告会を開催したいと考えているところであり、実直で誰からも敬愛される永田選手の人柄に触れることができる機会となるよう、内容を検討しております。詳細が決まり次第ご案内を申し上げますと考えております。

また、表彰式におきましては、これまで市政運営に多大なるご貢献を賜りました26名の方々に褒賞をさせていただいたところであります。引き続き市政運営にお力を賜りますとともに、ご指導を賜りますよう重ねてお願いを申し上げますさせていただきたいというふうに思っている次第であります。

次に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。全国的に新たな感染症患者の確認が急速に減少し、新潟県におきましては10月15日をもって警報が解除され、平時の対応となりました。本市におきましても、9月28日以降、新規感染症患者は確認されておらず、市の対策レベルは現在最も低いレベルゼロとなっております。今後は、基本的な感染対策を徹底しながら、感染防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。議員各位並びに市民の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種の状況についてであります。現在市内の対象者の約80%の方が2回の接種を終えている状況であります。国では国内外の感染動向やワクチンの効果の持続期間、科学的知見や諸外国の対応状況により追加接種の必要があるとして、各自治体に対し、3回目接種の体制を整えるよう求めているところであります。これを受けまして、本市におきましても3回目のワクチン接種に係る経費を早急に予算化する必要があることから、本日補正予算をご提案させていただいたものであります。

なお、3回目の接種は2回目接種終了からおおむね8か月以上経過した方から接種していただくこととして制度設計を進めているところであり、詳細が決まり次第お知らせをすることといたしております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） おはようございます。褒賞も無事終了して、そしてまたおめでたく多くの方が表彰され、市民の機運も高まっていると。また、コロナのほうも随分と収束してきているような気がします。そこで、市長に、これは提案となるのでしょうかけれども、今までコロナが4月ぐらいいからどんどん出てきて、市長さんのほうで市民の皆様へのお願い事と併せてコロナに関しての何人出たとかと今までずっとやってきて、市民もそれを聞きながら何とかしようということで、不要不急の外出もしないように心がけてという言葉もございました。本当にそのとおりだったと思うのですが、そこで今後考えなくてはいけないのは、コロナに対しての対応は今までどおりマスクしたり、消毒したり、手の消毒したり、これは継続していけばいいのですけれども、経済が疲弊しております。今収束したからといってすぐに復活するものではございませんが、困っているいわゆる市内の飲食店、この前経済建設常任委員会の中でもそういうやり取りもありましたけれども、何とかそのためには食べに行く、集会もやる、そして飲みにも行く、ただしルールを守りながらという部分をぜひ市長さんの口から放送なされたいのではないかなと思うのです。今まで本当に、まだ終わってはいないですけども、市民のご協力のおかげで収束に向かいながらやってきたと。今度あらゆるところでの飲食店及び経済を動かしていかななくては行かないと。いろんな部分で止めていた部分を少しずつ前へ進みたいということで、職員さんはじめ、ぜひこれから忘新年会もあるし、そういう部分でいうと経済、やっぱり出てお金を使うというのが一番だろうし、それが私は必要なのだろうと思うのです。だから、ワクチンの件も分かります。今3回目という話もあります。それは当然そうなのですけれども、そういうことをやっぱり促していくというのは大事なことなのだろうと思います。今まで悪いときは我慢してくれ、我慢してくれと来たのですから、今ちょっとやっぱり前に進むときには、市内の飲食店、その辺にもどんどん足を向けて、ただマスク、消毒はしっかりとしながらやりましょうよという促し、これも大事なことだと思いますけれども、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常に難しい判断が必要だろうというふうに思っています。今第5波収束をしているとはいいいながら、第6波に備える形で今しっかり準備をしていくということ、これが感染症対策に向けてのまず対応の一つ、これが大きなところだと思っております。また、これが波が大きくなったときにやはりまた経済疲弊しますので、それであれば何の意味もないわけでありまして。ですから、そこもしっかりやりながら経済もしっかりと動かしていこうということで、私のほうから新潟県が平時に戻ったタイミングで、職員に対してはこれまでの飲食、会食の部分についての制限を緩和させていただきました。現在、人数制限も設けておりません。これ実際市民の皆さんに発信をしてきたのは、県が4人以下というふうな立てつけだったものですから、私もそういう形で県

とセットでいく、これが新潟県の取組だということでやってきたわけでありましてけれども、その辺は感染対策がしっかりしていれば人数制限を特に設けなくてもいいだろうというところまで踏み込んで緩和はさせていただいています。ただ、飲食店側もそうでありますけれども、これまで1年半を超える間ずっとこういう生活を強いられてきましたので、なかなか一歩踏み出すというのが難しい状況に現実問題としてあると思います。そこにインセンティブを与えるという意味で私が発信をしていくって非常に重要だなと思っておりますが、行政無線を活用した発信、これは非常に影響力が大きいわけでありまして、そのところはしっかりと慎重に判断をしなければならないというふうに思っております。村上市におきましては、使っ得シリーズ、11月に入りましてまたスタートをさせていただきました。徐々に客足も戻ってきております。飲食店へ行かれる方々も少しずつ増えていっています。そうしたところを両方セットで、これからwithコロナの世界でありますから、新しい日常、新しい生活様式をしっかりと実現していくという形を見極めながら、緩やかに経済を回復させていく、これが必要だろうなというふうに思っておりますので、議員ご提案の部分については十分承知をしておりますので、私もしっかり判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いろいろ検討してみて、市民にもありがとう、またありがとうで終わるわけではないので、これからも守るところは守って経済回していきましょうという機運、これも必要だなと、ワクチンもそうですし。

あと、その機運の中で組織、村上市も組織の一つ、職員さんも。こういうお手紙ちょっともらったので、これ読ませていただきます。市役所本庁舎での職員の喫煙について困っております。職員からの話です。名前はないですけども。私の職場の上司は、1時間置きに車庫近くの喫煙所へ行き、10分から15分くらい……

○議長（三田敏秋君） 姫路議員、諸般の報告に対するの質疑ですので。

○15番（姫路 敏君） これ諸般の報告に対するの質疑していますよ。

○議長（三田敏秋君） 喫煙の話。

○15番（姫路 敏君） 褒賞とか機運とか、褒賞とかに対するのそういう部分で組織のことについて言っております。お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 違いますよ。

○15番（姫路 敏君） 違いますではなくて、私言わせて、答えられなかったら答えなくてもいいですよ。

○議長（三田敏秋君） 諸般の報告の内容についての質疑ですから。それは無理だ。

○15番（姫路 敏君） 諸般の報告、組織として私が言っているのです。組織について聞いているのです。諸般の報告です。諸般の報告に対して、組織について私は聞いているのです。

- 議長（三田敏秋君） 諸般の報告の組織についてありましたか。
- 15番（姫路 敏君） ありましたよ。
- 議長（三田敏秋君） ない。それは無理だ。
- 15番（姫路 敏君） 読ませてもらいますが、いいですか。
- 議長（三田敏秋君） それは無理だ。
- 〔「別なところでやれ」と呼ぶ者あり〕
- 15番（姫路 敏君） 別なところって、あなた後ろから言わなくてもいいでしょうが。
- 議長（三田敏秋君） 後ろも何もそれは駄目。諸般の報告に対しての質疑だから、それは駄目。差し控えなさい。
- 15番（姫路 敏君） では、これ何かのときに言わせてもらいます。喫煙所が、喫煙しているって、15分置きに。それで、休み時間でなければ喫煙もできないと、私が言っているのは褒賞があった、それを盛り上げていっている村上市……
- 議長（三田敏秋君） 発言禁止。
- 15番（姫路 敏君） 褒賞の件で言っています。褒賞があった、それを村上市が盛り上げていかななくてはいけない、職員も。しかしながら、褒賞というのは村上市に貢献してきている人を村上市が褒賞しているのです。その褒賞に対して褒賞やる側の村上市で休み時間にもならないのに喫煙している、そういうようなことがないようにしてもらいたい。
- 議長（三田敏秋君） 発言禁止だ。
- 15番（姫路 敏君） こういうことを言っているのです。市長、どうですか。
- 議長（三田敏秋君） 市長、答えなくていい。駄目。
- 15番（姫路 敏君） 何で駄目ですか。
- 議長（三田敏秋君） 駄目だ、それは。
- 15番（姫路 敏君） 褒賞について言っているのです。褒賞の在り方について、その在り方をやっている村上市の組織として、やっぱりそういう人たちが、市民がいて初めて盛り上がってくるのです。そこに勤めている職員も含め、機運を高めていかななくてはいけない。なのに、休み時間でもないときにたばこを吸いに行ったり、職場のルールを守らなかったりしていたら困るでしょう。こういうことを言っているのです。
- 議長（三田敏秋君） それは問題が違う。自席に戻ってください。15番、自席に戻ってください。
- 15番（姫路 敏君） 何でそうやって議長、止めるのですか。
- 議長（三田敏秋君） 止めますよ。
- 15番（姫路 敏君） だって、これは褒賞についてのことを言っているのです。その褒賞についてどう思いますか。その褒賞の立場をする市長の立場として。
- 議長（三田敏秋君） 暫時休憩。

午前10時16分 休憩

午前10時18分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託をし、閉会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに継続審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。報告少し長くなりますけれども、冷静にお聞きいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ただいま上程されております議第75号については、第3回定例会から継続審査として審議を行いました。その審査の概要と経過について報告いたします。

去る9月13日午前10時から第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、本会議の初日に指定管理者の選定委員会の委員に事業者の方からメールが届いたり、働きかけのようなものがなかったのか委員に確認してほしいとお願いしたが、その調査結果はどの質疑に、初日にそのような発言があったが、大変失礼なことであり、検討させていただくと市長からの答弁を申し上げた。確かな証拠がない中で、市から委員の皆様にもそのようなものがあつたかと聞くことは甚だ失礼に当たるということで調査はしていないとの答弁。

委員より、村上市指定管理者選定委員会条例第7条に、委員長、副委員長及び委員は申請団体と自己が過去または現に従事する業務と直接の利害関係を有する場合は議事に加わることができないと規定がある。直接の利害関係を有する場合とはどういう場合で、どのような考えかとの質疑に、考えられるのは委員のご家族で、例えば関連する事業所にお勤めの場合、直接の関係する部分に当

たのではないかと考えられる。日常的な買物などやお付き合いは直接の利害関係と言えないのではないかと理解しているとの答弁。

委員より、3施設を一括で管理する明確な理由として、市民にとってこれが利益だという理由を示してほしいとの質疑に、平成29年度から一括公募としたが、それに先立ち、検討したときの理由の1つ目として、一体的な管理運営を行うことで、スケールメリットにより効率的かつ効果的な運営が期待でき、経費削減効果が見込まれること、2つ目は管理運営の一体性により全施設で公平、均一なサービスの提供が見込まれ、混雑時の施設の調整なども容易に行うことができること、またサービスの向上も全施設に波及効果が見込まれること、3つ目は所管課と連携、連絡が容易であり、市と指定管理者双方の事務簡素化が図られることから一括管理としたとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ、鈴木好彦委員より、腑に落ちない状況で、これでいいというのは市民に対する後ろめたさが残る。もう一度この案件に対して審議する機会を設けてほしいとの意見。

上村正朗委員より、選定委員会の公平、中立を担保する上で、条例第7条の除斥の条文で、直接の利害関係のある方が委員に入って議事に加わることができないというのは非常に大事な条文だと思う。利害関係人についての説明もきちんと理解できるような説明がなかった。このまま賛成するには、市民に聞かれたときに自信を持って説明できないので、もう一度継続審査で説明する機会をつくってほしいとの意見。

稲葉久美子委員より、今日採決をすることは難しい。継続して詳しく調べた上で審査したいとの意見。

鈴木いせ子委員より、継続した結果はどうなるか見えている。採決したほうがいいとの意見。

富樫雅男委員より、合併前からの手法を踏襲している。条例の改善を検討していただきたい。継続して審査もやむを得ないとの意見。

鈴木一之副委員長より、継続して時間をかけて審議したほうがよいとの意見。

長谷川より、平成28年の指定管理者選定委員会の答申は9月29日だったが、今回の答申は7月20日である。理事者の説明不足もあることから、継続審査にしたいとの意見でした。

自由討議を終結し、継続審査とすることについて委員に賛否を求めたところ、委員全員賛成にて議第75号は継続審査とすることに決定しました。

9月13日の審査に引き続き、10月12日午前10時から市役所第1委員会室において委員全員、議長、議会事務局長、副市長、総務課長、環境課長及び担当職員出席の下、市民厚生常任委員会閉会中継続審査を開会いたしました。

初めに、事前に委員より提出した質疑事項について、総務課長及び環境課長から答弁をいただきました。その主な内容について、7つの項目に分けて報告をいたします。1項目め、公募について。委員より、平成28年に審議された3施設を一括管理する方針に基づき公募されていると思うが、そ

の審議内容の検証について聞かせてほしいとの質疑に、平成28年第4回定例会の際にも一括指定にすると事業者が限られるのではないかとの意見があったが、募集要項では複数の法人などが共同して応募することができる」と説明し、原案のとおり可決いただいている。今回の公募においても、一括指定することでより効率的、効果的な管理運営が図られると判断したが、1施設であれば管理が可能な団体も応募できる機会を確保するため、前回と同様、複数の法人などが連携して管理するという形でも応募ができるとしている。今回はそのような応募はなかったが、結果的に2者からの応募があったとの答弁。

2項目め、守秘義務について。委員より、本市では指定管理者の候補者選定の過程で作成される文書や選定委員会の委員名、役職などは原則公開となっているが、村上市情報公開条例第7条に定める非公開情報に該当するものは公開できないこととなっている。このことについて、1点目、委嘱された委員は守秘義務の宣誓などは行われるのか。また、守秘義務に違反した場合の罰則はあるのかとの質疑に、委嘱された委員の身分は地方公務員法上の非常勤特別職に当たり、地方公務員法第34条の守秘義務については適用されないことから、地方公務員法に規定されているサービスの宣誓は行わないとの答弁。

2点目、平成25年に村上市附属機関設置条例を各審議委員会など個別に条例制定した経緯がある。村上市指定管理者選定委員会条例もその一つだが、委員会などの情報が漏れることがあってはならない。守秘義務を明文化すべきと考えるが、いかがかとの質疑に、申請団体独自のノウハウなど非公開としていることを漏らすことは許されているわけではなく、秘密が漏れることはあってはならない。守秘義務を明文化することについては、他市の状況を踏まえ、今後検討していきたいとの答弁。

3項目め、委員の選任・資格について。委員より、村上市指定管理者選定委員会条例第3条によれば、選定委員は学識経験を有する者から市長が委嘱することになっている。学識経験者とは大学などの高等教育機関において学問を修めた者と解されるが、現選定委員は学識経験者に該当するののか、村上市が設置する各種委員会や審議会における学識者、学識経験者、有識者についておのおのの定義を聞かせてほしいとの質疑に、学識経験者とは学問上の識見と豊かな生活経験のあるものと広辞苑にあるとおり、学歴だけで判断するものではないと捉えている。附属機関でいう学識経験のある委員についても、学歴だけで判断するものではなく、その所掌する事項を調査、審議するに足り得る識見を持っているかで判断される。現在の指定管理者選定委員会の各委員についても学識経験者に該当するものと捉えている。現在、本市の附属機関では学識経験者としている条例が20、有識者としているものが1つある。学識経験者と有識者の定義を明確に区分して運用しているものではなく、市長の任命権に基づいて、その附属機関が所掌する事項を調査、審議するために必要な識見を持っていることという定義で運用しているとの答弁。

4項目め、選定結果・内容について。委員より、採点結果によると委員間の評価が真逆のものや

大きくかけ離れている様子が見られるが、結果に潜む違和感や不自然さについて不審を持たなかったのかとの質疑に、採点表を集計したところ、1名の委員が他の委員と真逆な採点であることが分かり、事務局として業者を取り違えて採点表に記入した可能性もあることから、委員長から当該委員に確認してもらったところ、プレゼン後の質疑応答の中で経費を抑えるために過度に空調設備の使用を抑えているのではないかと、また各地域の葬儀の風習に応じた対応などの観点から評価した結果、記入誤りではないと確認できたことから、採点結果については特に不自然とは思わなかったとの答弁。

5項目め、働きかけについて。委員より、9月13日の常任委員会でも質疑のあった選定委員と業者間のメールのやり取りがあったかという事実関係についての報告はとの質疑に、9月13日の市民厚生常任委員会で副市長から、確かな証拠がない中で選定委員の方々にそのようなことがなかったか聞くことは甚だ失礼であり、調査はしていないとの答弁をしたとおり、調査はしていないため報告することはないとの答弁。

6項目め、公平性の担保について。委員より、選定委員と応募団体の間での情報交換、意思疎通の情報がもたらされているが、調査を要請したところ、拒否との答弁であった。この件の審議は別に、このような事例に対する防止策、対応策はとの質疑に、第3回定例会初日に上村正朗議員より、事業者から選定委員にメールが届いたり、いろいろな働きかけがあったと聞いたとの発言があった。確固たる証拠がない中、選定委員の方々にそのようなことがなかったかと聞くことは甚だ失礼だと判断し、調査をしていないため事実かどうかは分からないが、メールは一方的に発信者から発信できるものであり、金品の授受や地位を利用した不当な圧力があったという場合は別として、メールがあったということで直ちに審査に影響を与えたとは考えにくいと捉えている。とはいうものの、議会で少なからず疑念を持たれたことも事実であり、選定委員の信用に関わることにもなるので、申請団体は選定委員に個別に連絡をしてはならないことをガイドラインなどに明記することも検討していきたいとの答弁。

7項目め、事業評価について。委員より、定期的にご利用者を含めて指定管理者の評価をし、問題があれば是正を求めることができるシステムにすべきと考えるがとの質疑に、指定管理者には毎月10日までに前月の利用者数、収支状況、施設の保守点検、修繕などの状況の報告を義務づけている。毎月遅滞なく報告書が提出されており、その内容などを確認しながら指定管理者との連絡調整を行っている。利用者を含めた指定管理者の評価については、利用者の意見を把握するため各火葬場に意見箱を設置し、意見をいただいたときには指定管理者から市へ報告することとしている。また、市へ直接意見をいただいたこともあるが、意見や苦情があった場合、指定管理者に内容を確認し、管理業務の改善を指導している。市では、毎年度終了後、指定管理者制度管理運営評価シートにより管理運営状況についての評価を行っているが、利用者から寄せられた意見などを踏まえて評価を行い、指定管理者との連携及び指導を徹底しながら、より利用しやすい利用施設となるよう取り組

んでいきたいとの答弁。

事前に提出した質疑事項の答弁の後、引き続き質疑に入りました。委員の質疑については事前の質疑に対する答弁への再質疑が多く、学識経験者の見解の相違、メールの確認、宣誓書、守秘義務の担保についてなどの質疑が繰り返されましたが、答弁は同様であったことから省略させていただきます。

質疑終結し、自由討議を求めたところ、全員から自由討議がありました。鈴木好彦委員より、不正防止についてガイドラインの検討が必要との認識が図られたものと思う。逆に言えば、現行の制度の中では穴がある。穴があるのを認識した中で、これでいいだろうとは決断しにくい。瑕疵があるのに、目をつぶって賛成するわけにはいかない。そこで、完全な成案を示していただいた後に、再度業者を選ぶ作業をしていただきたいと思うとの意見。

鈴木いせ子委員より、皆さんから真剣な意見があった。悪いところも指摘されたと思うので、附帯決議として進めたほうがよいとの意見。

上村正朗委員より、ガイドラインの見直しの方向について、市民厚生常任委員会だけで判断していいのか、条例や制度に疑義が出ているわけなので、全員協議会を通して執行部に説明を求めたい。現段階で採決するのは違うのではないかとの意見。

富樫雅男委員より、他市の状況を調べてみたところ、委員の名前を公表しているところもあるし、していないところもある。選定委員には、学識経験者だけでなく、所管課の課長が入っているところも結構あった。所管課の課長が一番のプロなので、所管課の課長を入れることも大事なのではないか。今後のガイドラインの見直しなどの中で十分議論していただきたいとの意見。

稲葉久美子委員より、業者同士で賛否がいろいろあった中でメール問題が出てきたように思う。継続して調査をすべき。選定委員は市の職員が入ったほうが利害関係もなく、守秘義務も守られるのではないかとの意見。

鈴木一之副委員長より、平成28年に議決した公募の条件も示した中で改善すべき点は改善することとし、粛々と審議すべきと思うとの意見。

最後に、長谷川より、過去にも指定管理者選定のルールの中でグループで参加できるよう明文化しており、決して一事業者が力任せで取っているのではないと認識している。業者同士も協力しながら、グループでの参加でぜひ力を発揮してもらいたいと思うとの意見でした。

次に、討論を求めたところ、反対討論が3件、賛成討論が3件ありました。

以上で審査を終結し、起立による採決を行った結果、議第75号は可否同数であったが、委員長は可決と裁決し、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員長、ご苦労さまでございます。私は、この議案に対しては賛同しております。委員会の在り方そのものも見てはいたのですが、委員外議員として。委員長が采配してきたことに対しては、それはそれとしていいかなと思っておりますが、そこで私この委員会での話になるけれども、指定管理者制度そのものについての議論が相当中にございました。恐らくその中でこのたび10人ぐらいで検討して、今後見直しもしていくべきなのではないかという話も出たりもしております。もしあれだったらその辺の今後指定管理者のやり取り、在り方なんかでもいろいろ考えていかなければいけないなというのを今回の委員会の審議でも私は残ったのですけれども、委員長としてみればどんなふうにお思いですか。

○議長（三田敏秋君） 長谷川委員長。

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） 委員会報告なので、まず委員の中から賛否もいろいろな形でありましたし、理事者側のほうからも条例をまず他市と比較して、直すべきところは直したい、検討していきたいということもあったし、ガイドラインについても見直したいというようなあれがありましたので、その結果どういふふうになるか分からないですけれども、それを見守りながら、しばらくいった中で何も改善されなければ、それなりの考え方はあるのではないかというふうには私は認識しております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 私もそう思います。議会として今後指定管理者制度そのものもよくよく議論していくべきなのだろうかと、委員会を眺めながらそう感じているところでございます。

もう一つ、3対3の今報告ありました。同数になって、委員長が賛成ということで、それはそれでいいのでしょうけれども、10月のたしか12日の日に閉会中の継続審査で委員会が開かれて、質疑応答もたくさんあったので、私個人的な考え方とすると、何週間もというわけではないけれども、四、五日ちょっと勉強する、整理する時間を与えてもよかったのかなとは思ったりもしたのですけれども、委員長、その辺、委員長はそれで委員の考え方を見ながらそこで採決しましたけれども、そういう時間もあってもいいのかなとふと思いましたけれども、委員長、振り返ってみてどんな感じだったですか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員会委員長。

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） 今回の原案に賛成した委員3人は一応附帯決議などの話もしているのだけれども、反対した委員の中からもし附帯決議で歩み寄りというような形があるのだったらそういう形に持っていけるというふうにも思ったのですが、あまりにも反対意見が前の9月の13日のときと変わらなかったもので、今回採決に及んだということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 実を言うと私もそう思ったのです。同じ賛成して、賛同していく中でも、今後指定管理者制度について一応理事者側でもいろいろ見直し等も含めてやってくれとか、あるいは

一括での火葬場のやり方に反応を示していた人もいるものですから、その中でやっぱり今後そういったところも検討してどうだろうというようなことをつけて賛同するともっとうまくいったなど自分で思ったりもしたので、今聞いてみましたけれども、今後容易でないかもしれないですけども、いろんな議案出てきたときに委員長としてもその辺うまく采配してもらえばありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員会委員長。

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） 本来ですとこういうような形で通るというのよりも、もう少し議論していきたいというふうに思っていたのですが、今回我々の委員会というのは結構キャリアない人たちがいっぱいいたもので、なかなか9月の13日から10月の12日まで1か月空いている割合にもう少し深掘りしてもらいたい面もいっぱいあったのですけれども、そういうようなことでこれから委員会としてやっていかなければ駄目だというふうな反省点もあります。

○15番（姫路 敏君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 賛成ですか、反対ですか。

〔「賛成の討論でございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、7番、本間善和君。

〔7番 本間善和君登壇〕

○7番（本間善和君） 議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

この議案については、先ほど詳細について委員長報告がありましたが、再三にわたり委員会が開催され、各委員から多くの質疑が出されました。その内容は、指定管理者選定委員会条例の第3条の組織、第7条の除斥、その他委員会としての会議内容の秘密を守る義務などが問題視され、その後採決され、可否が同数となり、委員長の裁決で可決すべきとなりました。委員全員の賛同を得ることができなかったことは、現在の村上市指定管理者選定委員会条例の内容に質疑が集中したものであると思われま。その点について、本日予定されております全員協議会で指定管理者制度の在り方について政策討論の会議が開催されますことから、今回提案されております議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定については全員の賛同をお願いし、賛成の立場での討論とさせていただきます。

す。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 上村でございます。議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について、本議案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

第3回定例会本会議及び2回の市民厚生常任委員会においては、指定管理者選定の在り方について審議をさせていただきました。委員会では、主に指定管理者選定委員会の公平性及び透明性について質疑させていただきましたが、残念ながら理事者側の対応及び答弁は不十分かつ不誠実なものであり、納得できるものではありませんでした。また、指定管理者制度見直しに向けた今後の具体的な方向性も明らかでない状況で採決に至りましたので、10月12日の委員会では議案に反対せざるを得ませんでした。その後、私を含め10名の議員で議長宛てに指定管理者制度の在り方について政策検討の申入れを行いました。この申入れについては、議会運営委員会で検討された結果、委員会委員各位と三田議長のご賢察、ご配意をいただき、申入れの内容について市議会全員協議会で検討していただくことになりました。現在、公共施設の管理運営の在り方について検討が行われており、今後も指定管理者制度の活用が一層進むものと思われまます。この機会に指定管理者制度の在り方について見直しが行われることを期待いたしまして、本議案に賛成させていただくことといたしました。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第75号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第109号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第12号）

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第109号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第109号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第109号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第12号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,600万円を追加し、予算の規模を332億450万円にしようとするものであり、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費について追加しようというものであります。

初めに、本市のワクチン接種の状況についてであります。本市では市民の皆様へのワクチン接種を本年5月9日から開始し、約5万3,000人を対象として実施をいたしてまいりました。11月4日現在、接種を希望された方は4万8,464人で、これは対象人口の約91%に当たります。このうち2回目の接種を終えた方は4万2,766人で、対象人口の約80%が接種を終えているところであります。3回目のワクチン接種につきましては、2回目の接種からおおむね8か月以上経過した後、ご本人が希望される場合に接種していただくことになるわけであり、本市におきましては、本年2月から先行して接種を行った医療従事者の方が2回目の接種の後、おおむね8か月以上経過する来年1月から3回目の接種を開始することとして予定しているところであります。本市では、これまで市民の皆様にも一刻も早く1回目、2回目のワクチン接種を終えていただけるよう、ご予約をいただいた接種の前倒しをお願いしてまいりました。結果として、ご本人が希望される会場でのワクチン接種ができないといったケースがあったわけであり、こうしたことから、3回目の接種につきましては、あらかじめ接種日時、接種会場及び3回目の接種を希望するかどうかについて事前にご本人にお知らせをした上で意向を確認させていただき、ワクチン接種を進めてまいりたいと考えているところであります。なお、詳細については細部が決定次第お知らせすることといたしておりますが、現時点のスケジュールでは、来年1月に3回目のワクチン接種を開始をいたしまして、希望される全ての皆様の接種を来年8月を目途に完了させることとして予定をいたしているところであります。

このたびの3回目接種に係る全体の事業費といたしましては約1億7,500万円を見込んでいるところでありますが、国の新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金の予算措置が令和3年度、令和4年度の2か年にわたることとなりますので、このたびは令和3年度中に必要となる3回目接種の経費について既存予算の過不足調整を含め、ご提案を申し上げたところであります。現時点で予定する令和4年度に必要となる3回目接種の経費約9,200万円につきましては、改めて令和4年度当初予算でご提案することとして予定しているところであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第15款国庫支出金の衛生費国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金7,600万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第4款衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業経費7,600万円を追加しようというものでありまして、経費の内容といたしましては、接種券、接種済み証を印刷するための費用として印刷製本費680万円を、接種の意向調査に係る経費及び接種券を発送するための郵便料として通信運搬費1,200万円を、コールセンターで従事する職員の派遣費用として労働者派遣手数料860万円を計上したほか、村上市岩船郡医師会に委託する集団接種委託料500万円、各医療機関に委託する個別接種委託料で3,770万円をそれぞれ計上いたしたところであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君）　ご苦労さまです。一、二点質問させていただきたいと思います。

今第3回目の接種ということで、ワクチンの効果について私非常に有効だったのではないかと、現状を見ますとそう思っているところですが、現在先ほど市長の報告では4万8,000人余りの希望者があり、現在接種2回目終わった方が4万7,000人余り、約ですけれども、約80%、10%の差があるわけですけれども、その辺の差というものはどこから出てきているのかなと思ひまして、当然どういふ方がこのところに当てはまるのかなと思ひて、質問なのですけれども、予測できたら担当課のほうで説明できればと思ひておりますが。

○議長（三田敏秋君）　保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君）　2回目の接種率が80%であることと、あと全体の接種率の差……すみません、ちょっと質問の理解。

○議長（三田敏秋君）　市長。

○市長（高橋邦芳君）　議員ご承知のとおり、高齢者を中心にスタートさせていただきました。高齢者の皆さんの接種率は希望される方の93%、94%超えているのかな。その後に徐々に年齢を下げてまいりました。現状今ようやく12歳から39歳までの方々も5割を超えていただきました。やっぱり若い世代がなかなか接種のインセンティブが働いていないというのがちょっとありましたので、そのところはしっかり勧奨はしているのですけれども、あくまでもこれ希望接種ということになりますので、今現状押さえているのが91%の予約の方々、それに対して今医師会と個別接種で行ってきている、このスケジュールの中で今現状80%を超えることができたということで、その80%の中も年齢層によっては若干凸凹しているというふうなところであります。この10%につきましては、やっぱりスケジュールの中で本市におきまして集団接種と個別接種を実施できる、そのキャパシティーの関係、それと希望される方々のニーズ、これをマッチングさせた結果、今実際の予約と差ができていのだらうというふうに考えているところであります。既に1回目を終えていただいておりますので、今月中には予定されているの方々、2回目全て終えていただくということで現在予定をしております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私先ほど申し上げましたように、接種は非常に有効だと考えているものですから、たまたまテレビ、ニュースで見ますと、ニューヨーク、アメリカのことで大変恐縮なのですが、公務員が接種をしないためにごみが集められないという問題が出ていますけれども、当市においては約700名の職員においてどのような接種率になっているか、市長、ご存じでしたらお聞かせ願えればと思います。総務課長でも結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 職員の率については今手持ちございませんで、申し訳ございません。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） なかなか、接種受けましたか、受けませんかというのは個人情報になりますので、市としてもご本人に直接確認するわけにいかないというような状況が実はあったりします。他方、エッセンシャルワーカーとして当然市の職員も入るわけでありますので、エッセンシャルワーカーにダウンされては困るわけでありますから、私のほうから機会を捉えてこれまでも職員の接種勧奨についてはしっかりと指示を出させてきてもらいました。そんな中で、今の大体のスケジュールの中に若干市職員遅れてスタートしたところあったのです。最初の頃は議論があって、やはり医療従事者、エッセンシャルワーカーと同様に行政職員も先行して打つべきだろう、教職員も先行して打つべきだろうというふうなものがあったのですけれども、現状本市の取組としてはそれぞれの予約、この勧奨をしていくという形にさせていただきました。実際に、先ほど申し上げましたとおり希望制でありますので、職員の中にもやはり打ちたくないという方も当然いらっしゃるというふうに思っております。ただ、そのほかにやはり身体的な要件とか持病等の関係で打てないという方もいらっしゃいますので、そういうところも含めて、幸いなことに職員しっかりと感染対策していただいて、今平常を保っておりますので、この状態をこれからもしっかりと続けていくということが滞らせない行政運営をしていくということでは重要だなというふうに思っておりますので、またしっかりと私のほうから指示、伝達をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） ありがとうございます。確かに職員の中には個人的なことで、体の状況云々で打てない人もいますという格好で私耳に入ったこともありますので、そういう方はそういう方ということで、穏健に見るというわけではないですけれども、趣旨を尊重していただきたいと、そう思います。

それから、もう一点いいですよ。もう一点、このぐらいコロナの状況がレベルゼロという格好で、村上市においてもレベルゼロ、全国的にも毎日のニュースを見ているとほとんど出なくなってきたと。非常にいいことで、これから県外等にも足を延ばす市民の皆さんは多いと思います。その中でよく耳にするのが接種済みの、私たちに言うとカードというのだから、接種を受けました、受け

ませんでしたというものが、食事をしたい場合でもそういうものを提示しなさいというお店が出てきたということなので、当然私も受けて、2回受けましたよという券は持っているのですが、万が一なくした場合はあれは再発行できるものなのではないでしょうか。ちょっとその辺の、事務的なことで大変恐縮ですが。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） そちらにつきましては、申出いただければ、申請いただければ再発行いたします。

○7番（本間善和君） 分かりました。以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第109号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第109号は原案のとおり可決されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和3年第2回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午前11時07分 閉会